

## 第2期

# 名古屋地域 循環型社会形成推進地域計画

名古屋市

清須市

北名古屋市

あま市（甚目寺地区）

豊山町

北名古屋衛生組合

平成26年12月  
(平成28年10月改訂)  
(平成29年1月改訂)

## 目次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	
(1)	一般廃棄物の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物等の処理の目標	5
3	施策の内容	
(1)	発生抑制、再使用の推進	8
(2)	処理体制	12
(3)	処理施設等の整備	24
(4)	施設整備に関する計画支援事業	25
(5)	その他の施策	27
4	計画のフォローアップと事後評価	
(1)	計画のフォローアップ	30
(2)	事後評価及び計画の見直し	30

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町名	名古屋市、清須市、北名古屋市、あま市（甚目寺地区）、豊山町
面積	合計 377.64 km <sup>2</sup>
人口	合計 2,483,043人

※ あま市は平成22年3月22日に旧七宝町、旧美和町及び旧甚目寺町の3町が合併して誕生したが、本計画では旧甚目寺町のエリアである「甚目寺地区」を対象とする。

(※平成26年10月1日現在)

市町村名	名古屋市	清須市	北名古屋市	あま市 (甚目寺地区)	豊山町	計
面積(km <sup>2</sup> )	326.43	17.32	18.37	9.33	6.19	377.64
人口(人)	2,276,590	66,488	83,681	41,155	15,129	2,483,043

### (2) 計画期間

本計画は、平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6年間を計画期間とする。

本計画は、平成20年4月1日から平成27年3月31日までの7年間を計画期間とした前計画を引継いで策定するものである。また、本計画期間終了後は、平成33年4月1日からの次期計画を策定する予定である。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

名古屋市、清須市、北名古屋市、あま市（甚目寺地区）、豊山町の4市1町（以下「名古屋地域」という。）は、各市町が策定する一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量と資源の有効利用を図り、循環型社会の形成推進を目指している。

#### <名古屋地域の経緯と現状>

- 愛知県は新たに建設する施設については余熱利用の推進等から300トン/日以上規模の焼却施設を確保できるよう「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成21年3月）」を策定し、名古屋地域を名古屋ブロックとして位置づけ、ごみ焼却処理の集約化を図る方針である。

- 名古屋市は市内で発生する可燃ごみなどを南陽工場、猪子石工場、五条川工場及び鳴海工場の4つの焼却工場で処理しているが、他の3工場分の設備規模を有する南陽工場は、本市ごみ処理能力の概ね半分を占めており、その老朽化への対応が必要となっている。
- 清須市及びあま市（甚目寺地区）は焼却工場を持たず、昭和47年から可燃ごみの処理を名古屋市に委託している。
- 北名古屋市及び豊山町は、「ごみ処理施設の建設、維持管理及び運営に関する事務」を共同処理するため、昭和47年に北名古屋衛生組合を設立した。
- 北名古屋衛生組合は環境美化センターを建設するなど、北名古屋市及び豊山町で発生するごみの焼却と粗大ごみの処理を行ってきたが、平成21年度に閉鎖し、可燃ごみ（家庭系、事業系）、不燃ごみ（家庭系）、粗大ごみ（家庭系）の処理を名古屋市に委託している。

これらの状況を踏まえ、平成32年度までに1工場分のごみの減量を進めるとともに、老朽化した南陽工場を休止して設備更新をするための代替施設として、北名古屋工場（仮称）と富田工場の整備を行い、安定的なごみ処理体制の確保に努めていく。

なお、北名古屋工場（仮称）の建設は、環境美化センターの敷地を拡張して整備するため、北名古屋衛生組合が建設予定地の確保と環境美化センターの解体を、名古屋市が工場の建設を行うなど、名古屋市・北名古屋市・豊山町及び北名古屋衛生組合が共同で事業を進める。

富田工場については平成21年度から休止しており、名古屋市が建屋を再利用して焼却設備の更新（プラント入れ替え）を行う。

南陽工場については、北名古屋工場（仮称）と富田工場が稼働する平成32年度から名古屋市が建屋を再利用して焼却設備の更新（プラント入れ替え）を行う。

また、愛岐処分場については、埋立容量の増設に係る施設整備として、名古屋市が平成33年度を目途に浸出水処理施設の改築を行う。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

#### ア 平成25年度の処理の状況

平成25年度における構成市町の一般廃棄物の排出・処理状況は図1のとおりである。

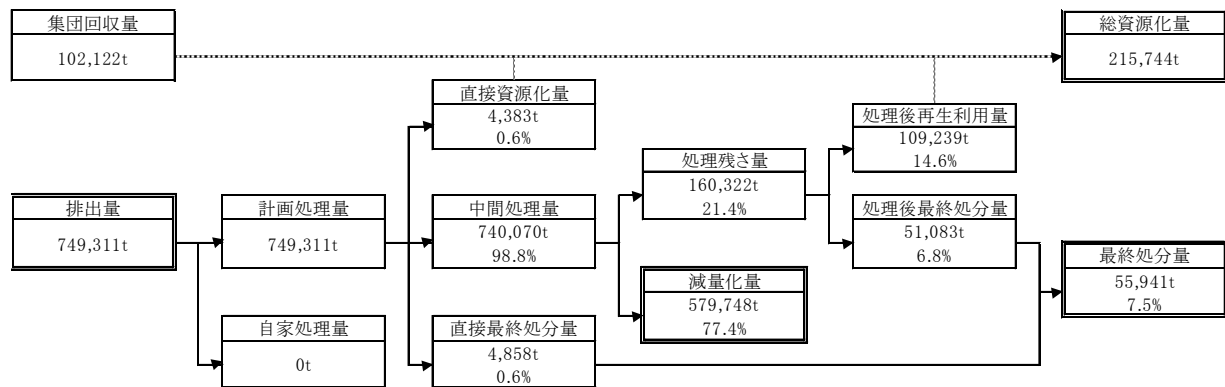
総排出量は、集団回収量も含め、851,433トンであり、再生利用される「総資源化量」は215,744トン、リサイクル率(=(総資源化量)/(排出量+集団回収量))は25.3%であった。

中間処理による減量化量は579,748トンであり、集団回収量を除いた排出量の概ね77.4%を減量化した。また、集団回収量を除いた排出量の約7.5%に当たる55,941トンを埋め立てた。

なお、中間処理のうち、稼働中の焼却工場における焼却量は667,580トンである。各焼却工場では、ごみの焼却に伴い発生する熱エネルギーの有効利用を図るため、廃熱ボイラーから発生する蒸気を利用して、工場内の給湯、冷暖房、発電を行っているほか、温水プール、地域センターなどへの熱源供給を行い、給湯、冷暖房に使用している。

発電は、全ての焼却工場で行っており、工場内で使用する電力を賄い、余剰分は電力会社等に売電している。なお、猪子石工場については環境事業所、温水プール、地域センター及び高齢者福祉施設に電気を供給している。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成25年度）



※図中の数値は四捨五入表示をしているため、合計と合わないことがある。

平成25年度 処理状況の内訳

項目	名古屋市	清須市	北名古屋市	あま市 (甚目寺地区)	豊山町	合計
集団回収量(t)	99,207	1,400	1,437	0	78	102,122
総資源化量(t)	204,874	3,210	6,219	902	539	215,744
排出量(t)	688,068	17,390	26,493	11,039	6,321	749,311
計画処理量(t)	688,068	17,390	26,493	11,039	6,321	749,311
自家処理量(t)	0	0	0	0	0	0
直接資源化量(t)	453	1,810	757	902	461	4,383
中間処理量(t)	682,757	15,580	25,736	10,137	5,860	740,070
直接最終処分量(t)	4,858	0	0	0	0	4,858
処理残さ量(t)	151,939	416	7,082	180	705	160,322
減量化量(t)	530,818	15,164	18,654	9,957	5,155	579,748
処理後再生利用量(t)	105,214	0	4,025	0	0	109,239
処理後最終処分量(t)	46,725	416	3,057	180	705	51,083
最終処分量(t)	51,583	416	3,057	180	705	55,941

注1) 名古屋市は、あま市及び清須市の家庭系ごみ由来の焼却灰の終末処分を受託しているため、名古屋市の最終処分量には家庭系ごみ由来の焼却灰量を含み、あま市及び清須市の最終処分量は家庭系ごみ由来の焼却灰量を除いている。

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表1のとおり、目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。なお、目標達成時の一般廃棄物の処理状況は、図3に示すとおりである。

参考として、現状と目標のトレンドグラフを添付資料に示す。

表1 減量化、再生処理に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 <sup>※1</sup> )		目 標 (割合 <sup>※1</sup> )			
		平成 25 年度		平成 33 年度			
排 出 量	合計 (家庭系+事業系)		749,311 トン	715,484 トン	-4.5 %		
	家庭系	名古屋市	688,068 トン	645,608 トン	-6.2 %		
		清須市	17,390 トン	22,119 トン	27.2 %		
		北名古屋市	26,493 トン	29,690 トン	12.1 %		
		あま市 (甚目寺地区)	11,039 トン	11,736 トン	6.3 %		
		豊山町	6,321 トン	6,331 トン	0.2 %		
	事業系	総排出量計		216,917 トン	200,628 トン	-7.5 %	
		1事業所あたり <sup>※2</sup>		1.63 トン/事業所	1.50 トン/事業所	-8.0 %	
		名古屋市	総排出量	205,755 トン	183,413 トン	-10.9 %	
			1事業所あたり <sup>※2</sup>	1.58 トン/事業所	1.41 トン/事業所	-10.8 %	
		清須市	総排出量	2,269 トン	6,938 トン	205.8 %	
			1事業所あたり <sup>※2</sup>	0.83 トン/事業所	2.55 トン/事業所	207.2 %	
		北名古屋市	総排出量	5,558 トン	6,266 トン	12.7 %	
			1事業所あたり <sup>※2</sup>	11.39 トン/事業所	12.29 トン/事業所	7.9 %	
		あま市 (甚目寺地区)	総排出量	880 トン	1,296 トン	47.3 %	
			1事業所あたり <sup>※2</sup>	19.13 トン/事業所	28.17 トン/事業所	47.3 %	
		豊山町	総排出量	2,455 トン	2,715 トン	10.6 %	
			1事業所あたり <sup>※2</sup>	22.73 トン/事業所	25.14 トン/事業所	10.6 %	
		家庭系	総排出量計		532,394 トン	514,856 トン	-3.3 %
			1人当たり <sup>※3</sup>		187 kg/人	174 kg/人	-7.0 %
			名古屋市	総排出量	482,313 トン	462,195 トン	-4.2 %
	1人当たり <sup>※3</sup>			185 kg/人	172 kg/人	-7.0 %	
	清須市		総排出量	15,121 トン	15,181 トン	0.4 %	
			1人当たり <sup>※3</sup>	195 kg/人	178 kg/人	-8.7 %	
	北名古屋市		総排出量	20,935 トン	23,424 トン	11.9 %	
			1人当たり <sup>※3</sup>	206 kg/人	194 kg/人	-5.8 %	
あま市 (甚目寺地区)	総排出量		10,159 トン	10,440 トン	2.8 %		
	1人当たり <sup>※3</sup>		216 kg/人	211 kg/人	-2.3 %		
豊山町	総排出量	3,866 トン	3,616 トン	-6.5 %			
	1人当たり <sup>※3</sup>	225 kg/人	207 kg/人	-8.0 %			

指 標		現 状 (割合※1)		目 標 (割合※1)	
		平成 25 年度		平成 33 年度	
再生 利用量	直接資源化量	4,383 トン	0.6 %	5,166 トン	0.7 %
	名古屋市	453 トン	0.07 %	528 トン	0.08 %
	清須市	1,810 トン	10.4 %	2,280 トン	10.3 %
	北名古屋市	757 トン	2.9 %	953 トン	3.2 %
	あま市 (甚目寺地区)	902 トン	8.2 %	865 トン	7.4 %
	豊山町	461 トン	7.3 %	540 トン	8.5 %
	総資源化量	215,744 トン	25.3 %	267,716 トン	32.3 %
	名古屋市	204,874 トン	26.0 %	254,114 トン	33.6 %
	清須市	3,210 トン	17.1 %	3,170 トン	13.8 %
	北名古屋市	6,219 トン	22.3 %	8,873 トン	28.1 %
	あま市 (甚目寺地区)	902 トン	8.2 %	865 トン	7.4 %
豊山町	539 トン	8.4 %	694 トン	10.7 %	
熱 回収量	熱回収量 (年間の発電電力量) 計	251,367 MWh		257,447 MWh	
	名古屋市	251,367 MWh		257,447 MWh	
減 量 化 量	中間処理による減量化量	579,748 トン	77.4 %	533,437 トン	74.6 %
	名古屋市	530,818 トン	77.1 %	479,004 トン	74.2 %
	清須市	15,164 トン	87.2 %	19,179 トン	86.7 %
	北名古屋市	18,654 トン	70.4 %	19,530 トン	65.8 %
	あま市 (甚目寺地区)	9,957 トン	90.2 %	10,611 トン	90.4 %
	豊山町	5,155 トン	81.6 %	5,113 トン	80.8 %
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	55,941 トン	7.5 %	27,182 トン	3.8 %
	名古屋市	51,583 トン	7.5 %	22,459 トン	3.5 %
	清須市	416 トン	2.4 %	660 トン	3.0 %
	北名古屋市	3,057 トン	11.5 %	3,125 トン	10.5 %
	あま市 (甚目寺地区)	180 トン	1.6 %	260 トン	2.2 %
	豊山町	705 トン	11.2 %	678 トン	10.7 %

※1 排出量は現状に対する割合、総資源化量は排出量と集団回収量の和に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所あたりの排出量) = (事業系ごみの総排出量) / (事業所数)

※3 (1人あたりの排出量) = {(家庭系総排出量) - (家庭系資源量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕

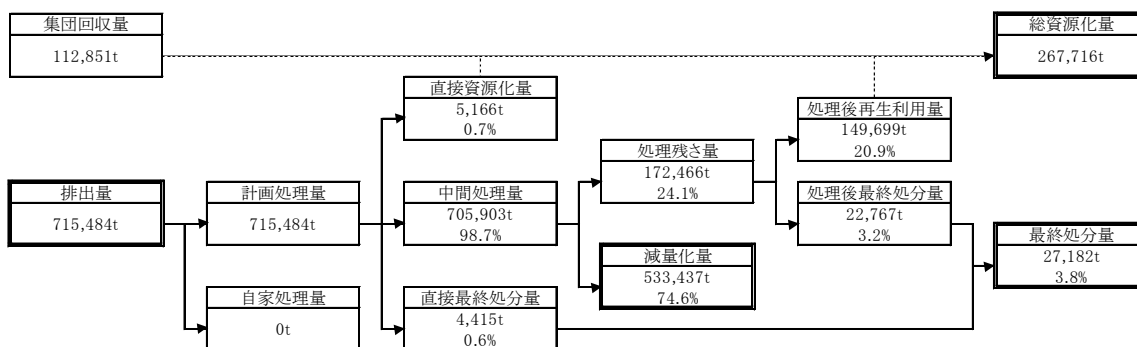
再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：各市町が埋立処分した量〔単位：トン〕



図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成33年度）



目標年次（平成33年度）における処理状況の予測

項目	名古屋市	清須市	北名古屋市	あま市 (甚目寺地区)	豊山町	合計
集團回収量(t)	109,969	890	1,838	0	154	112,851
総資源化量(t)	254,114	3,170	8,873	865	694	267,716
排出量(t)	645,608	22,119	29,690	11,736	6,331	715,484
計画処理量(t)	645,608	22,119	29,690	11,736	6,331	715,484
自家処理量(t)	0	0	0	0	0	0
直接資源化量(t)	528	2,280	953	865	540	5,166
中間処理量(t)	640,665	19,839	28,737	10,871	5,791	705,903
直接最終処分量(t)	4,415	0	0	0	0	4,415
処理残さ量(t)	161,661	660	9,207	260	678	172,466
減量化量(t)	479,004	19,179	19,530	10,611	5,113	533,437
処理後再生利用量(t)	143,617	0	6,082	0	0	149,699
処理後最終処分量(t)	18,044	660	3,125	260	678	22,767
最終処分量(t)	22,459	660	3,125	260	678	27,182

注1) 名古屋市は、あま市及び清須市の家庭系ごみ由来の焼却灰の終末処分を受託しているため、名古屋市の最終処分量には家庭系ごみ由来の焼却灰量を含み、あま市及び清須市の最終処分量は家庭系ごみ由来の焼却灰量を除いている。

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

各市町が中心となり発生抑制や再使用等について以下の施策を推進する。

#### ア 有料化

現在、家庭系ごみ・事業系ごみについては、指定袋制を導入し、事業系ごみについては従量制による料金徴収をしている。粗大ごみについては有料収集等を実施している。

今後、家庭系ごみについては、費用負担のあり方について議論と検討を進める。また、事業系ごみについては、更なるごみの減量化・資源化を推進するため、ごみ処理原価の変動に合わせた処理手数料の適正化を図る。

#### イ 環境教育・普及啓発

循環型社会の重要性や必要性について理解し、具体的な行動に移すため、市民・事業者・行政が学び合いながら3Rの取り組みに主体的に参画する人づくり・人の輪づくりを推進する。

また、市民・事業者が3Rに取り組む意義を理解し、取り組んだ成果を実感でき、さらなる取り組みの推進につなげることができるよう、住民にわかりやすい広報誌・パンフレット等の作成やイベントへの支援や協力などにより、環境に対する関心とごみ減量化・資源化の普及啓発に努める。

#### 【各市町による施策の展開】

施策の具体的内容	実施主体	実施状況
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 環境学習センターなどにおける各種講座・環境学習</li><li>○ 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・大学などにおける取り組みの支援や出前授業の実施</li><li>○ 集団資源回収など市民活動団体への情報の提供</li><li>○ 小学校4年生を対象とした「ごみと資源とわたしたち」の作成</li><li>○ ごみ処理施設やリサイクル施設の見学会（毎年1回各区）</li><li>○ 名古屋市のごみ処理に関する取り組みや処理コスト・環境負荷などのデータをまとめた「名古屋ごみレポート」の作成・公表</li><li>○ ワンルームマンション・共同住宅などの管理会社を対象とした分別推進の協力依頼</li><li>○ 事業系ごみの立入調査の実施</li><li>○ 分別などが徹底されていない住宅などへの分別推進員による分別推進の取り組み</li></ul>	名古屋市	継続実施

施策の具体的内容	実施主体	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スマートフォン向けアプリなどIT媒体による情報の充実 *1</li> <li>○ 学生や外国人等、市政の情報が伝わりにくい市民や、転出入が激しく分別ルールが定着しにくいワンルームマンション・共同住宅の居住者等、対象者を絞った集中的な広報・啓発 *2</li> <li>○ 事業者と連携した古着・古布の回収促進や、食品ロス削減のための仕組みづくり *2</li> </ul>	名古屋市	*1 平成 27 年度 ～ *2 平成 28 年度 ～
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「資源とごみのガイドブック」の作成、公表及び全戸配布</li> <li>○ 小学4年生児童を対象とした「清須市環境学習出前講座」の実施</li> <li>○ リサイクルステーションの常設による資源分別回収の推進</li> <li>○ 「事業系一般廃棄物ガイドブック」を活用した普及啓発</li> <li>○ 「ごみ減量化等推進委員会」による啓発活動</li> </ul>	清須市	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民・事業者を対象とした説明会等の充実の検討</li> <li>○ 廃棄物減量等推進審議会の開催</li> <li>○ 市民参加型イベントの支援や協力</li> <li>○ ごみ・資源の分別と出し方パンフレットを作成及び全戸配布</li> </ul>	北名古屋市	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リサイクルステーションの常設と管理指導者による管理・指導</li> </ul>	あま市 (甚目寺地区)	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リサイクル施設見学会の実施</li> <li>○ 廃棄物減量等推進活動ボランティアの育成</li> <li>○ 分別指導ボランティアへの指導</li> <li>○ ごみの出し方・分け方パンフレットの作成及び全戸配布</li> </ul>	豊山町	継続実施

## ウ 助成

住民が実施する集団資源回収への事業協力金や生ごみ処理機等の購入費の助成を行い、住民による資源化の推進やごみ減量の取り組みを支援する。

### 【各市町による施策の展開】

施策の具体的内容	実施主体	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集団資源回収実施団体への事業協力金の支給</li> <li>○ 生ごみ処理機等の購入費の補助 *1</li> <li>○ 地域型生ごみ処理機の維持費の補助 *2</li> <li>○ 生ごみ資源化活動に取り組む団体への補助</li> </ul>	名古屋市	継続実施 *1 ～平成 27 年度 *2 ～平成 28 年度

施策の具体的内容	実施主体	実施状況
○ 生ごみ処理機等の購入費の補助 ○ 集団資源回収団体への補助	清須市	継続実施
○ 資源分別収集補助金 ○ 生ごみ処理機等の購入費の補助 ○ 環境保全事業を推進する団体への補助	北名古屋市	継続実施
○ 生ごみ処理機の購入費の補助	あま市 (甚目寺地区)	継続実施
○ 資源回収への補助 ○ 表彰制度の拡充	豊山町	継続実施

## エ マイバッグ運動・レジ袋対策

マイバッグの持参等によるレジ袋の削減や過剰包装の削減の推進に努める。

### 【各市町による施策の展開】

既存施策（具体的内容）	実施主体	実施状況
○ 消費者団体・事業者団体などで構成する「容器・包装3R推進実行委員会」を主体とした容器包装削減「名古屋ルール運動」の推進 ○ レジ袋有料化の推進 ○ マイボトル・マイカップ運動の推進（普及キャンペーンの実施、マイボトルへの飲料提供店の紹介、無料給水スポットの設置）	名古屋市	継続実施
○ スーパーマーケット等に過剰包装の自粛、使い捨て商品販売の抑制などの依頼	清須市	継続実施
○ レジ袋有料化を展開するため、市民へマイバッグ持参を働きかける	北名古屋市	継続実施
○ レジ袋有料化（市内一部店舗）	あま市 (甚目寺地区)	継続実施
○ レジ袋有料化の全町展開	豊山町	継続実施

## オ 再使用の推進

リユース運動の推進に努める。

### 【各市町による施策の展開】

既存施策（具体的内容）	実施主体	実施状況
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 粗大ごみの中でも修理が容易な家具類を修理・販売</li><li>○ 市民が壊れた家具などを持ち込んで修理を行う「市民工房」の開催</li><li>○ リユースびん循環の仕組みづくり *1</li></ul>	名古屋市	継続実施 *1 平成 28 年度 ～
<ul style="list-style-type: none"><li>○ リターナブル容器商品や再生商品の選択を推進</li></ul>	清須市	継続実施
<ul style="list-style-type: none"><li>○ リサイクルデータバンクの設置</li><li>○ フリーマーケットの活用</li></ul>	北名古屋市	継続実施
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 4 Rの実現に向けた努力</li></ul>	あま市 (甚目寺地区)	継続実施
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 家庭用品の不用品『売ります・あげます』情報提供</li><li>○ 環境フェスティバルでのフリーマーケットの活用</li></ul>	豊山町	継続実施

## (2) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

#### <名古屋市>

- 収集したごみのうち、可燃ごみは焼却工場へ、不燃ごみ、粗大ごみは破碎工場へ搬入している。資源は、資源選別施設などへ搬入している。
- 容器包装以外のプラスチック製品を可燃ごみとして収集、処理している。
- 分別区分や排出方法については、各種広報や「なごやの資源・ごみ分別ガイド」等により市民啓発を実施しており、今後はIT媒体による情報の充実を図る。
- 各区環境事業所を地域拠点として各種の市民啓発活動の展開を図る。

#### <清須市・あま市(甚目寺地区)>

- 可燃ごみは、委託業者により収集・運搬を行い、名古屋市の焼却工場で処理している。
- 不燃ごみ(粗大ごみ含む)は、委託業者にて収集・運搬・中間処理、最終処分している。
- 資源は、委託業者にて収集・運搬し再資源化している。

#### <北名古屋市>

- 可燃ごみ・不燃ごみは、直営及び委託業者、粗大ごみは、直営により収集・運搬を行い、可燃ごみは、名古屋市の焼却工場へ、不燃ごみ及び粗大ごみは、名古屋市の破碎工場へ搬入している。
- 資源ごみは、委託業者により収集・運搬し再資源化している。

#### <豊山町>

- 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、委託業者により収集・運搬を行い、可燃ごみは、名古屋市の焼却工場へ、不燃ごみ及び粗大ごみは、名古屋市の破碎工場へ搬入している。
- 資源ごみは、委託業者により収集・運搬し再資源化している。

#### <北名古屋衛生組合>

- 北名古屋市及び豊山町に係る焼却灰の運搬及び最終処分、藤岡最終処分場の運営を行っている。

## イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

### <名古屋市>

- 平成16年度から、全量許可業者収集とし、行政のスリム化を図るとともに、家庭ごみは市収集、事業系ごみは許可業者収集というわかりやすく効率的な収集体制としている。

また、分別の徹底、再資源化が可能な物や危険物などの搬入の禁止、搬入するごみの大きさの制限をするなどの規制をし、指導を行っている。

### <清須市・北名古屋市・あま市(甚目寺地区)・豊山町>

- 可燃ごみは許可業者により収集・運搬を行い、名古屋市の焼却工場で処理している。

不燃ごみは、排出者において処分している。

### <北名古屋衛生組合>

- 事業系生ごみの堆肥化を行っている。

## ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

### <名古屋市・清須市・北名古屋市・あま市(甚目寺地区)・豊山町>

- 今後とも、一般廃棄物処理施設では産業廃棄物の処理を行わない。

## エ 今後の処理体制の要点

- 名古屋地域の家庭系及び事業系の可燃ごみは、名古屋市の4つの工場（南陽工場、猪子石工場、五条川工場、鳴海工場）で焼却・熱回収（発電）を行う。  
そのうち、五条川工場及び鳴海工場においては熔融処理を行い、熔融スラグ、熔融メタルの資源化を図る。
- 市民・町民・事業者との協働により、ごみの分別、資源化に取り組む。
- 他の3工場分の処理能力を有する南陽工場の老朽化に対応するため、平成32年度までに1工場分のごみ減量を進めるとともに、南陽工場を休止して設備更新をするための代替施設として、北名古屋工場（仮称）と富田工場の整備を行い、安定的なごみ処理体制の確保に努める。
- 南陽工場は、北名古屋工場（仮称）と富田工場が稼働する平成32年度に休止した後、設備規模を縮小（1,500 t/日から560 t/日へ）し既存建屋を再利用した整備を行う。
- 広大な土地を要する処分場を新規に確保することが難しい情勢の中、現有処分場である愛岐処分場の延命化を図るため、埋立焼却灰などの削減を進めるとともに埋立容量の増設に対応した施設整備を行う。

表2 名古屋市のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H 2 5 年)						
区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法 (注3)	運 搬 先 (注4)	処理実績 (注5)
市 収 集 資 源	可燃ごみ 発火性危険物	全市域	週2回	指定袋による原則 各戸収集	焼却・溶融施設	391,319t
	不燃ごみ		月1回		破碎施設 埋立処分場	
	粗大ごみ (注1・2)			随 時	申込制による各戸 収集	破碎施設 埋立処分場
	環境美化ごみ		随 時		焼却施設 破碎施設 埋立処分場	662t 1,400t 25t
	空きびん	市	週1回	収集容器によるス テーション収集	選別施設 一時保管施設	15,636t
	空き缶			指定袋(一部区は収 集容器)によるス テーション収集	○選別施設 一時保管施設	
	ペットボトル			指定袋によるス テーション収集	○ 選別・保管施 設	
	紙パック		週2回	拠点回収	選別・保管施設	100t
	紙製容器包装 (紙パック・段ボ ールを除く。)		週1回	指定袋によるス テーション収集	△ 選別・保管施 設	11,531t
	プラスチック製 容器包装 (ペットボトルを除く。)			指定袋による原則 各戸収集	△ 選別・保管施 設	
	小型家電		随時	拠点回収	△ 再資源化施設	32t
	食用油		随時	拠点回収	△ 再資源化施設	41t
	業者 収 集		可燃ごみ	許可業者	随 時	指定袋による収集
不燃ごみ		破碎施設 埋立処分場	2,699t 14t			
自己 搬 入	可燃ごみ	排出者	随 時	随 時	焼却施設	9,404t
	不燃ごみ				破碎施設 埋立処分場	2,225t 6,054t

(注1) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。

(注2) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータを除く。

(注3) 資源及び発火性危険物を排出する場合は、当分の間、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できる。

(注4) 運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設をその他の施設は市の施設を表わす。

(注5) 資源の処理実績は、再商品化事業者に引き渡した量



今 後 (H 3 3 年)								
区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法 (注3)	運 搬 先 (注4)	見 込 み		
市 収 集 資 源	可燃ごみ 発火性危険物 不燃ごみ 粗大ごみ (注1・2) 環境美化ごみ	市	週2回	指定袋による原則 各戸収集	焼却・溶融施設	366,135t		
							月1回	申込制による原則 各戸収集
			随 時	△	焼却・溶融施設 破碎施設 埋立処分場	627t 1,327t 24t		
						週1回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設
			週1回	指定袋(一部区は収集容器)によるステーション収集	○選別等施設 一時保管施設			
	週2回					指定袋によるステーション収集	○ 選別・保管施設	6,754t
			週2回	拠点回収	選別・保管施設			
	週1回					指定袋によるステーション収集	△ 選別・保管施設	12,719t
			週1回	指定袋による原則 各戸収集	△ 選別・保管施設			
	随時					拠点回収	△ 再資源化施設	115t
	随時		拠点回収	△ 再資源化施設	45t			
	業者収集		可燃ごみ	許可業者	随 時	指定袋による収集	焼却・溶融施設	165,070t
			不燃ごみ				破碎施設 埋立処分場	2,404t 12t
自己搬入	可燃ごみ	排出者	△	△	焼却・溶融施設	8,877t		
	不燃ごみ				破碎施設 埋立処分場	1,981t 5,069t		

- (注1) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。
- (注2) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータを除く。
- (注3) 発火性危険物を排出する場合は、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できる。  
資源を排出する場合は、当分の間、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できる。
- (注4) 運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設をその他の施設は市の施設を表わす。

表2 清須市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H25年)							
区 分		収集 主体	収集 区域	収集 回数	収 集 方 法	運 搬 先 (注3)	処 理 実 績 (注4)
市 収 集 資 源	可 燃 ご み	市	全 市 域	週2回	指定袋による ルート収集	名古屋市の焼 却・熔融施設	11,900t
	発火性危険物			月1回	収集容器によ るステーション 収集	△ 選別・保管施設	7t
	不 燃 ご み			月2回	指定袋による ルート収集	△破碎施設	746t
	粗 大 ご み (注1・2)			随 時	申込制による 各戸収集	△破碎施設	202t
	プラスチック製 容器包装 (ペットボトルを除く。)			週1回	指定袋による ルート収集	△ 選別・民間施設	463t
	空 き び ん			月1回	収集容器によ るステーション 収集	△ 選別・民間施設	347t
	空き缶・金物 (スプレー缶を 含む)			月1回	指定袋(一部 区は収集容 器)によるス テーション収 集	△ 選別・民間施設	117t
	ペ ー ヲ ト ボ ト ル			月1回	収集容器によ るステーション 収集	△ 選別・民間施設	94t
	古紙・布類			月1回	ステーション 回収	△ 選別・民間施設	1,244t
	小型家電(注5)			随時	専用回収箱に よるステーシ ョン回収	△ 民間施設	1t
	業 者 収 集			可 燃 ご み	許 可 業 者		随 時
不 燃 ご み							

今 後 (H 3 3 年)							
区 分		収集 主体	収集 区域	収集 回数	収 集 方 法	運 搬 先 (注3)	見 込 み
市 収 集 資 源	可 燃 ご み	市	全 市 域	週 2 回	指定袋による ルート収集	名古屋市の焼 却・熔融施設	11,124t
	発 火 性 危 険 物			月 1 回	収集容器によ るステーション 収集	△ 選別・保管施設	7t
	不 燃 ご み			月 2 回	指定袋による ルート収集	△破碎施設	603t
	粗 大 ご み (注1・2)			随 時	申込制による 各戸収集	△破碎施設	218t
	プラスチック製 容器包装 (ペットボトルを除く。)			週 1 回	指定袋による ルート収集	△ 選別・民間施設	956t
	空 き び ん			月 1 回	収集容器によ るステーション 収集	△ 選別・民間施設	474t
	空 き 缶 ・ 金 物			月 1 回	指定袋（一部 区は収集容 器）によるス テーション収 集	△ 選別・民間施設	138t
	ペ ッ ト ボ ト ル			月 1 回	収集容器によ るステーション 収集	△ 選別・民間施設	130t
	古 紙 ・ 布 類 他			月 1 回	ステーション 回収	△ 選別・民間施設	1,530t
	小 型 家 電			随 時	専用回収箱に よるステーション 回収	△ 民間施設	1t
業 者 収 集	可 燃 ご み	許 可 業 者		随 時	指定袋による 収集	名古屋市の焼 却・熔融施設	6,938t
	不 燃 ご み						

- (注1) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。
- (注2) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータを除く。
- (注3) 運搬先の欄中○の付いている施設は、他市及び一部事務組合を、△の付いている施設は民間の施設を表わす。
- (注4) 資源の処理実績は、再商品化事業者に引き渡した量。
- (注5) 1t未満のものについては1tと表示。

※ 事業系不燃ごみについては、事業者の責任において適正に処理するため市では収集を行っていない。

表2 北名古屋市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H25年)								
区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法	運 搬 先 (注3)	処 理 実 績 (注4)		
市 収 集	可 燃 ご み	市	全 市 域	週2回	指定袋による 各戸収集	名古屋市の焼却・溶融施設	15,988t	
				月2回		名古屋市の破砕施設	999t	
				粗大ごみ (注1・2)	随時	申込制による 各戸収集	名古屋市の破砕施設	197t
	資 源			空きびん	月2回	回収容器による ステーション 収集	△ 民間処理施設	508t
				空き缶 (スプレー缶を含む)	月2回	拠点回収	△ 民間処理施設	249t
				ペットボトル	月2回	回収容器による ステーション 収集 拠点回収	△ 民間処理施設	203t
				白色トレイ				15t
				古紙類	月2回	回収容器による ステーション 収集	△ 民間処理施設	1,671t
				古布類	月2回	回収容器による ステーション 収集	△ 民間処理施設	139t
				プラスチック製 容器包装 (ペットボトルを除く。)	週1回	指定袋による 各戸収集	△民間 選別・保管施設	954t
廃乾電池	常時	ステーション	○保管施設(北名古屋衛生組合)	12t				
業 者 収 集	事業系可燃ごみ	許可業者	事業者 と許可 業者と の取り 決めによる	市指定袋	名古屋市の焼却・溶融施設	4,527t		
	有機性廃棄物			△ 民間処理施設	841t			
	不燃ごみ			△ 民間処理施設	190t			

今 後 (H 3 3 年)						
区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法	運 搬 先 (注3)	見 込 み
市 収 集	資源	市          全市域	週 2 回	指定袋による各戸収集	名古屋市の焼却・熔融施設	15,495t
			月 2 回		名古屋市の破砕施設	1,506t
			随時	申込制による各戸収集	名古屋市の破砕施設	288t
	月 2 回		回収容器によるステーション収集 拠点回収	△ 民間処理施設	595t	
	月 2 回			△ 民間処理施設	358t	
	月 2 回		回収容器によるステーション収集 拠点回収	△ 民間処理施設	260t	
					20t	
	月 2 回		回収容器によるステーション収集	△ 民間処理施設	2,963t	
	月 2 回			△ 民間処理施設	628t	
	週 1 回		指定袋による原則各戸収集	△民間選別・保管施設	1,298t	
常 時	ステーション	○保管施設(北名古屋衛生組合)	13t			
業 者 収 集	許可業者	事業者と許可業者との取り決めによる	市指定袋	名古屋市の焼却・熔融施設	5,366t	
				鴨田エコパーク △ 民間処理施設	890t	
					10t	
事業系可燃ごみ						
有機性廃棄物						
不燃ごみ						

- (注1) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。
- (注2) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータを除く。
- (注3) 運搬先の欄中○の付いている施設は、他市及び一部事務組合を、△の付いている施設は民間の施設を表わす。
- (注4) 資源の処理実績は、再商品化事業者に引き渡した量

※ 事業系不燃ごみについては、事業者の責任において適正に処理するため市では収集を行っていない。

表2 あま市（甚目寺地区）の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H 2 5 年)							
区 分		収集 主体	収集 区域	収集 回数	収 集 方 法	運 搬 先 (注3)	処 理 実 績 (注4)
市 収 集 資 源	可 燃 ご み	市	甚 目 寺 地 区 全 域	週 2 回	指定袋による 路線収集	名古屋市の焼 却・熔融施設	7,434t
	プラスチックごみ			週 1 回	指定袋による 路線収集	△破碎施設	443t
	不 燃 ご み			月 2 回	指定袋による 路線収集	△破碎施設	1,108t
	粗 大 ご み (注1・2)			月 1 回	申込制による 各戸収集	△破碎施設	272t
	空 き び ん			月 1 回	ステーション 収集	△ 選別・保管施設	122t
	空 き 缶			月 1 回	ステーション 収集	△ 選別・保管施設	49t
	ペ ー ッ ト ボ ト ル			月 1 回	ステーション 収集	△ 選別・保管施設	53t
	古紙 (段ボール・ 新聞・雑誌・ 牛乳パック)			月 1 回	ステーション 収集	△ 選別・保管施設	672t
	そ の 他 ( 乾 電 池 )			月 1 回	ステーション 収集	△ 選別・保管施設	6t
	業 者 収 集			可 燃 ご み	許 可 業 者		随 時
不 燃 ご み							

今 後 (H 3 3 年)							
区 分		収集 主体	収集 区域	収集 回数	収集方法	運 搬 先 (注3)	見 込 み
市 収 集 資 源	可 燃 ご み	市	甚 目 寺 地 区 全 域	週 2 回	指定袋による 路線収集	名古屋市の焼 却・熔融施設	7,493t
	プラスチックごみ			週 1 回	指定袋による 路線収集	△破砕施設	642t
	不 燃 ご み			月 1 回	指定袋による 路線収集	△破砕施設	1,143t
	粗 大 ご み (注1・2)			月 1 回	申込制による 各戸収集	△破砕施設	297t
	空 き び ん			月 1 回	ステーショ ン 収集	△ 選別・保管施設	76t
	空 き 缶			月 1 回	ステーショ ン 収集	△ 選別・保管施設	33t
	ペットボトル			月 1 回	ステーショ ン 収集	△ 選別・保管施設	80t
	古紙 (段ボール・ 新聞・雑誌・ 牛乳パック)			月 1 回	ステーショ ン 収集	△ 選別・保管施設	670t
	その他 (乾電池)				ステーショ ン 収集	△ 選別・保管施設	6t
	業 者 収 集			可 燃 ご み	許 可 業 者		随時
不 燃 ご み							

(注1) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。

(注2) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータを除く。

(注3) 運搬先の欄中○の付いている施設は、他市及び一部事務組合を、△の付いている施設は民間の施設を表わす。

(注4) 資源の処理実績は、再商品化事業者に引き渡した量

※ 事業系不燃ごみについては、事業者の責任において適正に処理するため市では収集を行っていない。

表2 豊山町の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H25年)									
区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法	運 搬 先 (注3)	処理実績 (注4)			
町 収 集	資 源	町  全 町 域	週2回	指定袋による 原則各戸収集	名古屋市の焼却・熔融施設	3,098t			
			月2回		名古屋市の破碎施設	269t			
			週1回	申込制による 各戸収集	名古屋市の破碎施設	38t			
			空きびん	空き缶 (スプレー缶を含む)	金物類	月2回	収集容器による ステーション収集	△選別・保管施設	76t
									36t
									3t
									32t
									6t
									3t
									39t
									254t
									8t
			乾電池	随時	回収箱による 収集	○保管施設(北名古屋衛生組合)	4t		
業 者 収 集	可 燃 ご み	許 可 業 者	随 時	/	名古屋市の焼却・熔融施設	1,553t			
					鴨田エコパーク	902t			
不 燃 ご み									

(注1) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。

(注2) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年政令第327号)別表6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータを除く。

(注3) 運搬先の欄中○の付いている施設は、他市及び一部事務組合を、△の付いている施設は民間の施設を表わす。

(注4) 資源の処理実績は、再商品化事業者に引き渡した量

※ 事業系不燃ごみについては、事業者の責任において適正に処理するため町では収集を行っていない。



今 後 (H 3 3 年)										
区 分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法	運 搬 先 (注3)	見 込 み				
町 収 集	資 源	町  全 町 域	週 2 回	指定袋による 原則各戸収集	名古屋市の焼却・熔融施設	2,763t				
			月 2 回		名古屋市の破碎施設	273t				
			週 1 回	申込制による 各戸収集	名古屋市の破碎施設	40t				
			月 2 回	収集容器による ステーション収集	△選別・保管施設	空きびん	74t			
						空き缶 (スプレー缶を含む)	34t			
						金物類	3t			
						ペットボトル	29t			
						紙パック	9t			
						白色トレイ	3t			
						プラスチック製 容器包装 (ペットボトルを除く。)	37t			
						月 1 回	ステーション 収集	△選別・保管施設	古紙類 (新聞・雑誌・段ボール)	328t
									布類	20t
			随 時	回収箱による 収集	○保管施設 (北名古屋市衛生組合)	3t				
業者 収 集	許可 業者		随 時		名古屋市の焼却・熔融施設	1,825t				
					鴨田エコパーク	890t				

(注1) 特定家庭用機器再商品化法 (平成10年法律第97号) 第2条第4項に規定する特定家庭用機器を除く。

(注2) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 (平成3年政令第327号) 別表6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータを除く。

(注3) 運搬先の欄中○の付いている施設は、他市及び一部事務組合を、△の付いている施設は民間の施設を表わす。

(注4) 資源の処理実績は、再商品化事業者に引き渡した量

※ 事業系不燃ごみについては、事業者の責任において適正に処理するため町では収集を行っていない。

(3) 処理施設等の整備

表 3-1 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	北名古屋工場 (仮称)建設事業	660t/日	北名古屋市二子 四反地 地内	H28～H32

※ 現有処理施設の概要は添付資料に示す。

(整備理由)

事業番号 1 南陽工場(1,500t/日)の設備更新に対応するため、1工場分のごみ減量を進めるとともに代替施設として、北名古屋市・豊山町・北名古屋衛生組合と共同で工場を整備する。

表 3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
2	エネルギー回収推進施設	富田工場設備更新事業	450t/日	名古屋市中川区 吉津四丁目32 08番地	H27～H32

※ 現有処理施設の概要は添付資料に示す。

(整備理由)

事業番号 2 南陽工場(1,500t/日)の設備更新に対応するため、1工場分のごみ減量を進めるとともに代替施設として工場を整備する。建屋は再使用する。

表 3-3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
3	エネルギー回収型廃棄物処理施設	南陽工場 設備更新事業	560t/日	名古屋市港区藤 前二丁目101 番地	今期 H32 次期 H33～H38

※ 現有処理施設の概要は添付資料に示す。

(整備理由)

事業番号 3 設備の老朽化に伴い、北名古屋工場(仮称)と富田工場の稼働後に規模を縮小した上で焼却設備等の更新を行う。建屋は再使用する。

表 3-4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
4	最終処分場	愛岐処分場浸出水処理施設改築事業	廃棄物埋立容量 4,440,000 m <sup>3</sup> (平成5年度:31万m <sup>3</sup> 、平成13年度:53万m <sup>3</sup> 増設)	岐阜県多治見市 諏訪町川西75番地	今期 H31～H32  次期 H33～H34

※ 現有処理施設の概要は添付資料に示す。

(整備理由)

事業番号4 愛岐処分場の埋立容量の増設に伴い、浸出水処理施設の改築を行う。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

表 4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	北名古屋工場(仮称)建設事業(事業番号1)に係る整備運営事業者選定支援	整備運営事業者選定支援	前期 H25～H26  今期 H27

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	富田工場設備更新事業(事業番号2)に係る環境影響評価書作成、事後調査計画書作成	環境影響評価書作成 事後調査計画書作成	H27
	富田工場設備更新事業(事業番号2)に係る焼却設備発注設計、実施設計(建築及び建築設備工事)等	焼却設備発注設計、 実施設計(建築及び 建築設備工事)等	H27～H30

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
33	南陽工場設備更新事業（事業番号3）に係る環境影響評価	環境影響評価	H29～H32
	南陽工場設備更新事業（事業番号3）に係る基本計画、基本設計等	基本計画、基本設計、 発注設計等	H29～H32

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
34	愛岐処分場浸出水処理施設改築事業（事業番号4）に係る基本設計、実施設計等	基本設計、実施設計、 地質調査、測量	H29～H30
	愛岐処分場浸出水処理施設改築事業（事業番号4）に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査	H30～H31

(5) その他の施策

ア ごみ減量に向けた施策

【各市町による施策の展開】

既存施策（具体的内容）	実施主体	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業系廃棄物減量計画書の提出及び立ち入り調査の実施</li> <li>○ 溶融スラグの有効利用の促進</li> <li>○ 「しみん提案」実現のため、市民自らが主体的にプロジェクトを実施</li> <li>○ 不法投棄防止対策として「隣接市町村不法投棄連絡会議」の開催と「不法投棄防止強調月間」の共同事業の実施</li> <li>○ 中小事業者のごみ排出実態の把握による啓発・指導 *1</li> </ul>	名古屋市	随時  *1 平成 28 年度 ~
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ごみ減量化等推進委員会」を主体としたごみ減量の啓発強化</li> </ul>	清須市	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物の減量化、資源化及び再利用（再使用・再生利用）の促進</li> </ul>	北名古屋市	随時
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゴミゼロ運動の推進</li> </ul>	あま市 (甚目寺地区)	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ リサイクルステーション（資源常時回収所）の拡充</li> <li>○ 事業系一般廃棄物（生ごみ）の食品リサイクルの推進</li> </ul>	豊山町	継続実施

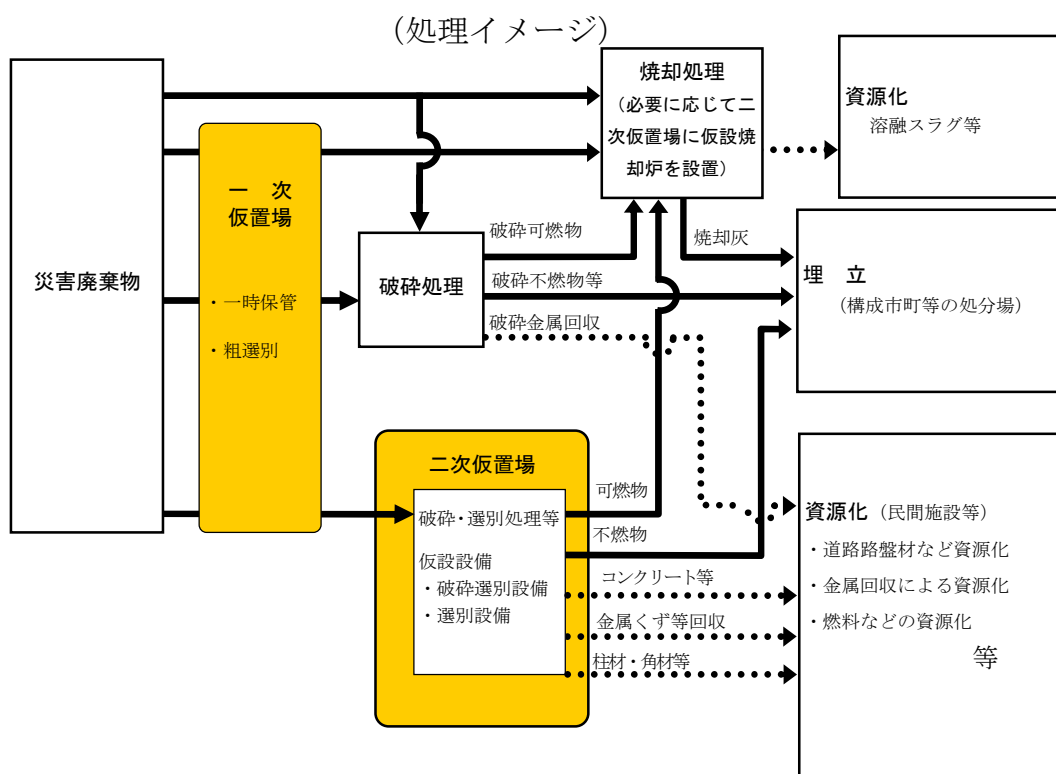
## イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

大規模災害時に短期間に大量に発生する災害廃棄物の処理は、市民の健康・安全の確保や速やかな復旧・復興を図るためには欠かせないものであり、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が必要である。

災害廃棄物処理計画について、環境省が東日本大震災の経験を基に、県・市町村における災害廃棄物処理計画策定に資することを目的として、平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を新たに策定した。愛知県は「災害廃棄物対策指針」に基づいて、被災市町村の支援や広域処理の観点より、平成 28 年度に災害廃棄物処理計画を策定した。名古屋市においても、県の計画との整合性を取りつつ、平成 28 年度に災害廃棄物処理計画を策定した。

災害廃棄物を迅速に処理するためには、下図（処理イメージ）のように一時保管と選別等を行う仮置場が必要であるため、関係部署と協力して仮置場を確保する計画である。

仮置場については、市町所有地等（公園・緑地・グラウンド等）を、発災後、被災状況に合わせて他の利用用途と調整し設置する。



### 災害廃棄物処理に関する計画

愛知県 : 「愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）」

「愛知県地域防災計画（平成 28 年 5 月修正）」

名古屋市 : 「名古屋市地域防災計画 (平成 28 年 6 月修正)」  
「名古屋市災害廃棄物処理計画 (平成 28 年 10 月)」  
清須市 : 「清須市地域防災計画 (平成 24 年度版)」  
北名古屋市 : 「北名古屋市地域防災計画 (平成 28 年 2 月修正)」  
あま市 : 「あま市地域防災計画 (平成 28 年 3 月)」  
豊山町 : 「豊山町地域防災計画 (平成 28 年 2 月修正)」

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

名古屋市及び構成市町では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、愛知県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。



# 添付書類

名古屋地域

## 目 次

1	対象地域図	1
2	施設配置	2
3	施設整備計画	2
4	循環型社会形成推進のための基本的な方針	3
5	指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ	5
6	現有施設の概要	6
7	計画地域内施設配置図	10
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	11
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	14
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	16
その他参考資料		
参考資料様式 2	施設概要(熱回収施設系)(北名古屋工場(仮称))	17
参考資料様式 6	計画支援概要(〃)	18
参考資料様式 2	施設概要(熱回収施設系)(富田工場)	19
参考資料様式 6	計画支援概要(〃)	20
参考資料様式 2	施設概要(熱回収施設系)(南陽工場)	21
参考資料様式 6	計画支援概要(〃)	22
参考資料様式 3	施設概要(最終処分場系)(愛岐処分場)	23
参考資料様式 6	計画支援概要(〃)	24

# 1 対象地域図

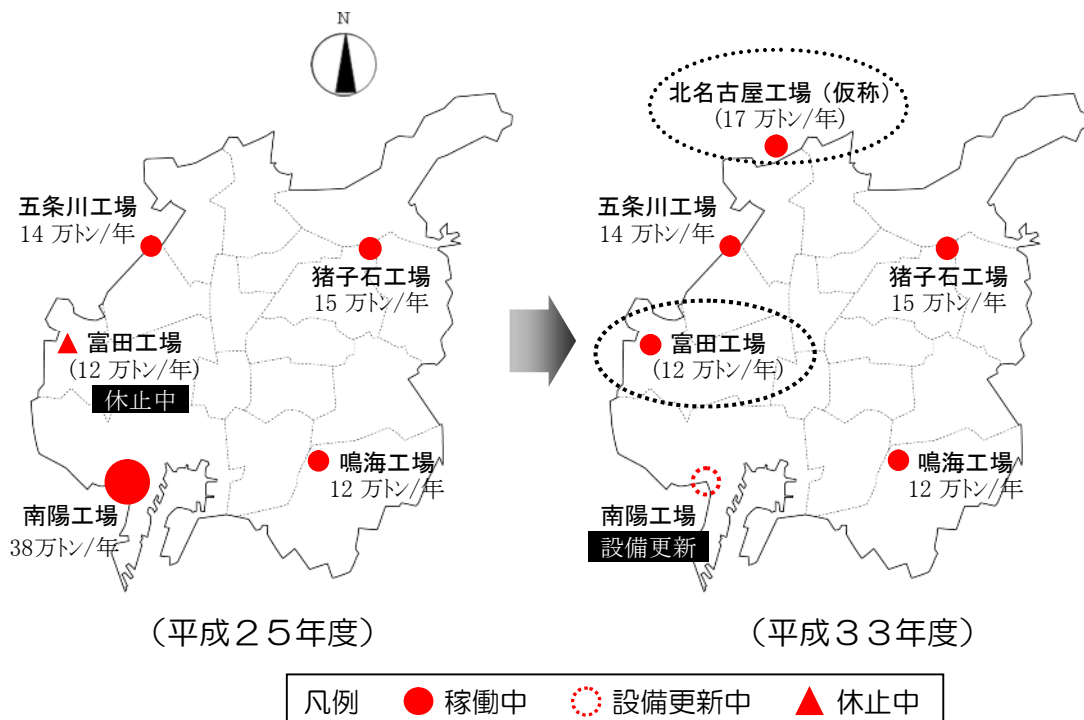


名古屋地域区分図

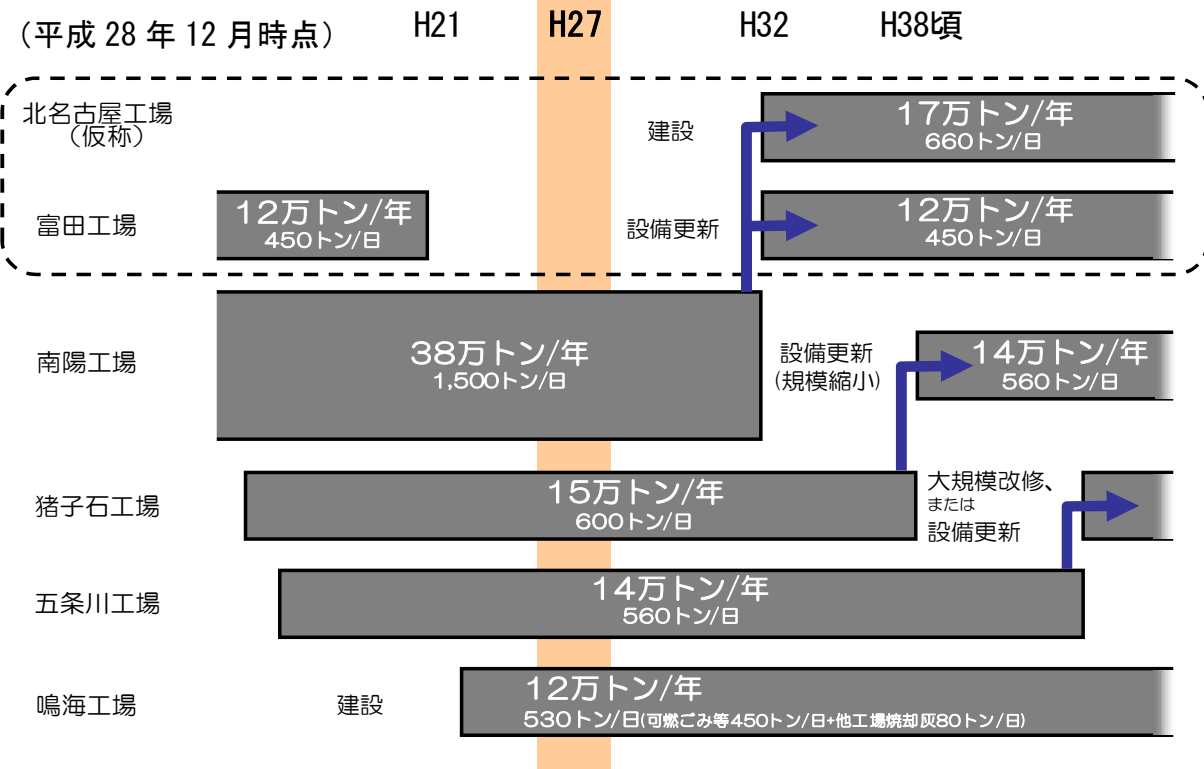
- 名古屋市
- 清須市
- 北名古屋市
- あま市（甚目寺地区）
- 豊山町



## 2 施設配置



## 3 施設整備計画



年度	21	27	32	38頃
焼却・溶融量 (万トン) (他都市を含む)	64 注1	67	~	63 62
必要施設規模 (トン/日)	—	—	~	2,720 2,680

注1：北名古屋市・豊山町のごみは名古屋市で処理していない。

## 4 循環型社会形成推進のための基本的な方針

各市町及び組合における「ごみ処理に関する基本的な方針」を下記に示す。

### 【名古屋市】

名古屋市は、平成11年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、市民・事業者との協働により、平成25年度には約4割のごみ減量を達成し、埋立量も約8割削減した。

2Rを推進するため、レジ袋など容器包装削減の取り組みを引き続き進めるほか、「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通して取り組みを進める。

分別・リサイクルを推進するため、プラスチック製・紙製容器包装、古着・古布、雑がみを重点品目と位置付け、排出者や居住形態に応じた効果的な広報・啓発を展開するほか、分別指導體制を強化し、地域と協力しながら取り組みを進める。

環境負荷を低減するため、焼却灰の資源化や発電効率の向上に取り組みつつ、老朽化が進む工場について大規模改修や設備更新等により安定的な処理体制を確保し、計画的な施設整備を行う。

また、愛岐処分場を計画的に長寿命化することや、新規処分場についての検討を行うこと等により、長期的かつ安定的な埋立処分場の確保を図る。

### 【清須市】

清須市では、ここ数年、人口増加、景気回復の影響等もあり、ごみの排出量は増加傾向にある。一方で、資源の量については減少傾向にある。

循環型社会を形成するためには、市民一人ひとりに環境保全や資源の有効利用に関する「4R運動（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再利用）、Refuse（断る））」を正しく理解していただき、「捨てるより生かす心が資源をまもる」をモットーに分別回収の徹底を図り、ごみのスリム化を推進する。そのために、広報、ホームページのみならず、環境学習出前講座や各種イベントを通じて、さらに啓発活動に取り組んでいく。

### 【北名古屋市】

北名古屋市は、経済情勢の悪化の影響等もあるが、ごみの発生量は減少傾向

にあり、資源の発生量は増加傾向である。今後もごみのすべてを廃棄物として処分するのではなく、資源として有効利用を進め、資源循環型社会の構築のための方策に取り組んでいくことが大切である。

そのため、生産、流通、消費、処理及び処分までの各段階での取り組み方を見直し、市民、事業者及び市が一体となって資源循環型社会の構築のための方策に取り組んでいく。

#### 【あま市】

あま市は、最近の経済情勢、生活環境の変化により、排出される廃棄物は、量的な増加とともに質的にも大きく変化をしてくれている状況である。また、年々増加するごみの排出量に伴い、処理費用も増加の一途であり、厳しい財政面においても重要な課題である。そのため、断る（Refuse）を含めた4Rによるごみの減量を進め、循環型社会を目指す。また、七宝・美和・甚目寺の各地区の分別方法を平成28年4月に統一した。

#### 【豊山町】

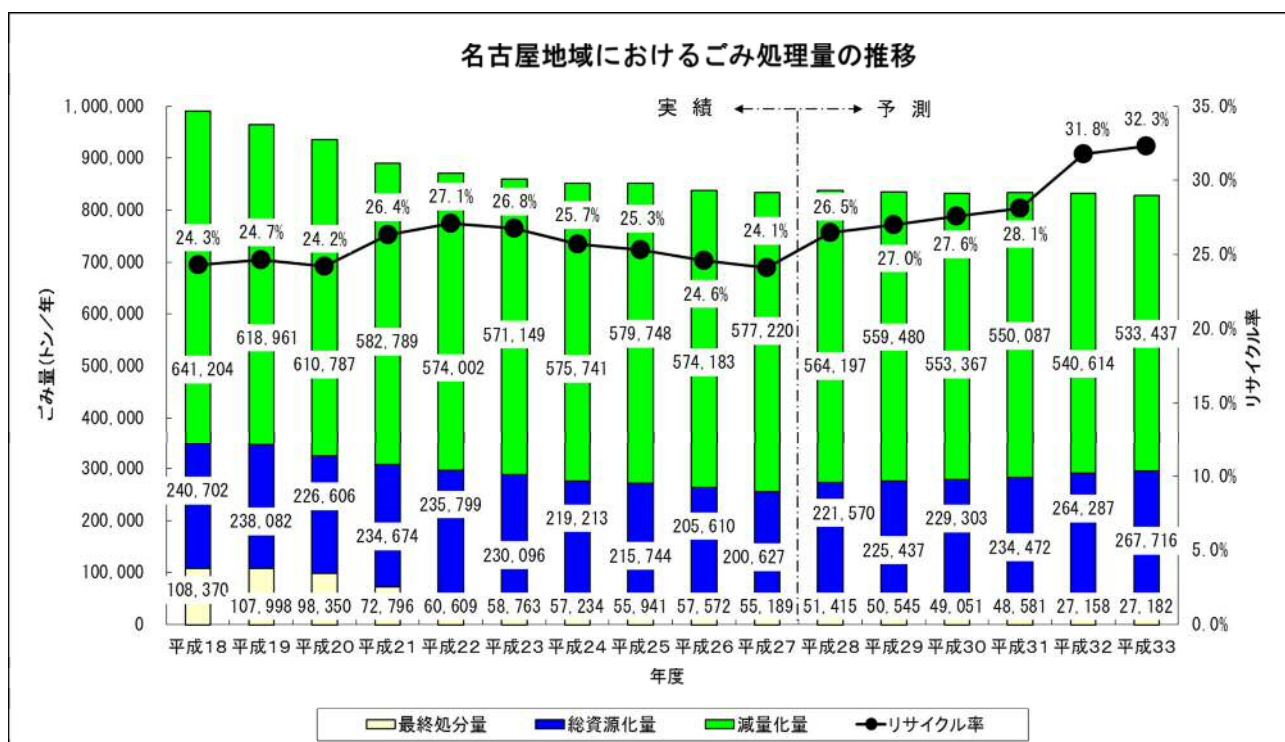
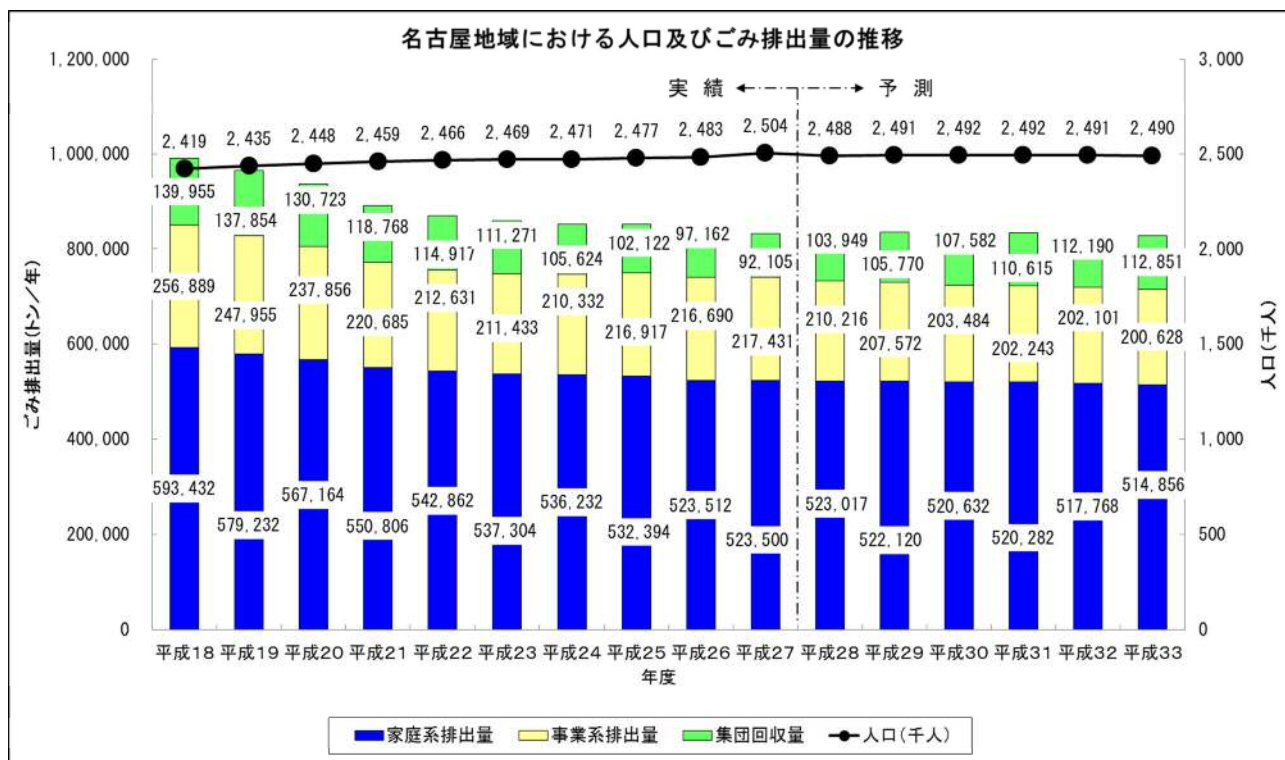
「豊山町容器包装分別収集計画」（平成17年6月策定）において、一般廃棄物処理基本計画の基本的方向を、以下に示すとおり定めている。本計画においても、これを踏襲するものとする。

- ① 北名古屋衛生組合を構成する北名古屋市とともに協力し、ごみの減量化に努める。
- ② ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした循環型社会を構築する。
- ③ 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全する。
- ④ 町民、事業者と町など関係者が一体となった快適な町づくりを推進する。
- ⑤ 容器包装廃棄物の分別収集に必要な体制を整備する。

#### 【北名古屋衛生組合】

北名古屋衛生組合は、北名古屋市、豊山町を構成員とし、同市町のごみ処理に係る焼却灰の運搬業務、最終処分場の維持管理及び運転業務を行っている。

## 5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ



- (注) 減量化量 : 中間処理量－処理残渣量  
 総資源化量 : 集団回収量＋直接資源化量＋処理後再生利用量  
 リサイクル率 : 総資源化量÷総排出量  
 最終処分量 : 直接最終処分量＋処理後最終処分量











































